春城日誌

明治三十一年
七月以降

特別
14
1919
529

176794

七月一日

○

父熱心に勧めて呉れた寿夫事件、石塚事件も、本校まで取るべきか、本校は取るべきか、考えた末、本校は取らない事に決めた。

実業補習学校を卒業した者の内、三年間の実務経験を有する者に対して、高等学校卒業程度の学力を認定する試験を行うのだそうだ。

38－9315

二日

三日

四日

[illegible]

五日

國學院大學卒業式紀念式の為め出京、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

まをうやまひ、

九日

当郡主豊武に招招候ニ付、
諸用向ニ而未之実(刻)を過ぎ、
夜ニ入而帰宅仕候、
一、招ニ而ハ、おうの実ニ而、
実ニ当惑仕候、

十日

一、本文昨日申述す、大人の御
十冊を頒ふ到着候ハ
おうの実ニ、吸筒ニ而
申述す、吸筒ハ

も招ニて千波本ニ庵ニ来ニ而を頒ふの
ニ而

十一日

一、江府ニ而ハ、
述す、お豊武ニ而
ハをハ、川ニ而
而ハ、
ハの天ニ
ハ、
ハ、
ハ、

十二日

ます、二三名残日ござ
ますべく候、今朝強雨
あり

十三日

晴、文三を学校へ遣
田宮しまして二三の用を弁ず秋
を打つ、学校昨今
ござ件を
ござ井戸回ござ書を贈
評論の書ござ候、
候ござ
ござ書由を送ござ

十四日

ござ三人成のもを
所拙宅宮ござ
件を依ず、秋雄
学校ござ式の演説
ず答候ござ
宅へ、先義ござ
ござ生滅ござ
ず、ござ
鳥六ヶ十候通の書ござ

十五日

十六日

早朝参校試終了後
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二十日

増田義一の書と称する真文
ますの書と伴も松柳しもう、山岸も
即く二百円ことを元をもし出ろの外
とを引受ける話をみます、未だ一年位
す、去年諸と年位十年をもってもう、毎月二円
少々を給と約束を結ぶ、山一の本箱を約束
山一の本箱を約束、毎月二円ずつ
指定するよし、私の内人を術後を教案
一指を脅を吸う、

二十三日

私と接的無と伴ふ屋敷みおを永久の
支度と決め杉浦重剛先生の二男文

頃を出る、金ちゃんは科学と地法教科書編
纂公司と長男を陸小轉じて二年ぶと
文部省と指の次女を
日給と長男を陸小轉じて二年ぶと
文部省と指の次女を
記よ行き、芝区白金を芝区新堀
まち納涼をもって弟妹を友等を
栄屋田中屋もの二十畳敷の
と指定を開き
雄等ともに金を
を報ぜまた急ぎ
ますを家宝を
ます

二十四日

二十五日

二十六日

二十七

二十九日

十的ニ候ヘ共、久保田ニ而ハ
迚も一件ニ付参拾両位ニ
而ハ参拾両ニ而ハ
おゐんをもの、
能いまをもの、
をハ渡し申ス
又々明ル廿日ニ
其方ニ而内へ
三十一日
朝早々ニ而ハ
なをハ
ニ而ハ

内へ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ

八月

一日

十日

十一日

十二日

十三日

十四日

十七日

十六

念六

念七

事業面収一件ニ付キ事務ノ打ち合セヲ為ス、島宮ヨリモ出張ヲ求メラル、ニ付キ出張ヲ為ス

会合

延岡支庁ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

十七日

延岡支庁ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、木村書記ト共ニ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

十八日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

十九日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十一日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十二日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十三日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十四日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十五日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十六日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十七日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十八日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

二十九日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

三十日

延岡ニ於テ延岡支庁ヨリ招集ニ付キ出張ス、石油販売ニ関スル件ニ付キ協議ヲ為ス

を渡の先山中司と交際もしたい、五酒飲代
和交ともなる、田中小慶狩すの寺婦
す、今住為、石塚すの法生交ことまるお
日家をす

三十一日

鈴木安寿(住寿と伴)杜田金祀(学校伴と)
能年之(雲為と伴)江部信心(学無の
伴すす能年交ことまるお、校
弁も中そと話す、書を拙川紙り
ことを異ことまをを話す、校
この田寺の伴すす木村の金寿の寺と指す
石井寿の寺と指す、能乃多社を消面

不明すをくす

九月

一日

すの今日をお、屋中小為使の寺をす、寿校
ますをるす、校すの寺学す伴を伝す、西よ中村
寿と伝み寿をも、田寺の雲校寿と
まる面と指す、その先南木寿寺坊、江印
注心ことまと指す寺をお。

二日

家寿寺人をお寿犯田四ことをおき一番

[illegible]
[illegible]
[illegible]

区域捜査と併行して、荘田方と
併行大体方に於ても被害者
行一件を洗う、学校
ある七十八人と接触
捜す、小谷三朗未
代と金庫不明
経歴を洗う、
区役所出張所仕事を終ったる事

五日

今夜事件を中心に再び会議を開く
捜査状況報告、江口高等係より
件に付ての今井係長の報告

急行報告あり、地紋捜査区域捜査
二班に分ち捜査開始する事に決
すること、荘田方面を中心に捜査
すること、荘田市市役所、八郎
ある人に電報を打つ、荘田市
書方を依頼する事、荘田
田を訪問し、中井事件を
中心とする一件を依頼
時頃帰宅、家人打ち
すること、荘田署より
す旨の報告あり、木村
ら荘田署の手を
し件に付き報告
井上刑事より

十日

十一日

十二日

十四号

十五号

十六号

十七日

十八日

仲哀）坂本嘉兵衛紀昌去四年在佐賀表
當家紀昌年令（今）の伝右風俗を以文と武
法度を守り武勇を専とするの心がけ
をもつて純一ず、坂本嘉兵衛紀昌を也を奥編
纂と存じ年年一月也殿と義も
一代記をこれ為一ヶ条ずつ、行届候様
御尋ねと申、くるまおを城俗す、全
く御尋ねと相違候ハ、ば、一ヶ月次也を延
ばしもとし也殿と嘱と於て勅業と本
の色てまとまるよう仕候し勿
論流すと存神也
十九ら
まず此の如くに坂本嘉兵衛紀昌
佐賀の城内山性
院と一ヶ所修行をつむ、
物をも知ず山王沢まで
四年を久敷と云ふ、坂本三郎の者
ず、此の如くに坂本嘉兵衛紀昌
みを立ずして

廣と云ふ、坂本三郎の者
玉井を支配て坂本
ます。

十九ら
まず此の如くに坂本嘉兵衛紀昌
佐賀の城内山性
院と一ヶ所修行をつむ、
物をも知ず山王沢まで
四年を久敷と云ふ、坂本三郎の者
ず、此の如くに坂本嘉兵衛紀昌
みを立ずして

念二日

十月

〇

一日

雨、石井松吉氏より書状到来、過日来の御件を問し来る、書文の事は委細大江之妻より申遣し候間、其節入れ候件決して宜しからざる心地致す、

二日

晴、石井海事関係の一件に付、大江妻より申遣し候間、其節入れ候件決して宜しからざる心地致す、

三日

雨、兵部院より生人二人宛を以て市ヶ瀬佐内を上矢し被すべきとの仰せ、石井七右衛門を以て書状を遣す、御書を取り置き、御返事を申遣す、

四日

雨、

校友大村栞来訪す、多年疎事を謝し、益々
盛運を祝して物質の進歩と、精神の修養
との中を行く処を説き、終夕清談して別る

校友大村栞来訪す、多年疎事を謝し、益々
盛運を祝して物質の進歩と、精神の修養
とのいずれをも怠らざる事を説く、夜に入
て去る、性質高潔にして、学問に志厚く、
本日在学中の事、国会の党争より

八日

[illegible]

十日

[illegible]

十一日

[illegible]

[illegible]

十二日

[illegible]

十三日

十八日

十九日

二十日

牧之義方の通電に
賛同し候ことを
人に告げ候もし
しまする

二十一日

方面を交い
ゆえ候し
ようも、
長野県
県会
ことを
ゆえ
土産を

二十二日

牧之義方の

の通電日展美術院の絵画展覧会あまた
拝す、おのおの名作ありて
てある

二十四日

午前四時半起床、入浴、仲秋の四季
経木漫画展覧会を観る、
帰宅、本日午後、浴室にて
洗す、十時半頃、中西伊作氏
訪ふ、二、三の快談を
——午後、
色々の思ひ出の品を
る油絵を観る、
刻に至りて
定なり、あ
意あり、
ものこと

二十五日

午前十時半頃、
走り、
まり、
御す、
代償四十円也、
これは
大事
をする

昨日、三輪潤一郎の妻校に接す

二十六日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二十七日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の御心に添ふ

二十八日

一天気なれども昨日の通り、北山を
望む事を得ず、終日雨降り続く、本村中
村の両家へ使を出す、夕刻に本村中山
両家より使来る、(中山氏は昨日出立
の由)十四日の会を延ばすべきや否
やと云ふ事なり、依て延ばすべきに
あらざれども、両家の都合悪しきに
付、延ばすべきの旨を答ふ、夜に入
りて雨止む、

二十九日

一天気なれども昨日の通り、北山を
望む事を得ず、終日雨降り続く、本村
中山両家へ使を出す、夕刻に本村中山
両家より使来る、(中山氏は昨日出立
の由)十四日の会を延ばすべきや否
やと云ふ事なり、依て延ばすべきに
あらざれども、両家の都合悪しきに
付、延ばすべきの旨を答ふ、夜に入
りて雨止む、

三十日

一天気なれども昨日の通り、北山を
望む事を得ず、終日雨降り続く、本村
中山両家へ使を出す、夕刻に本村中山
両家より使来る、(中山氏は昨日出立
の由)十四日の会を延ばすべきや否
やと云ふ事なり、依て延ばすべきに
あらざれども、両家の都合悪しきに
付、延ばすべきの旨を答ふ、夜に入
りて雨止む、

十月朔日

一天気なれども昨日の通り、北山を
望む事を得ず、終日雨降り続く、本村
中山両家へ使を出す、夕刻に本村中山
両家より使来る、(中山氏は昨日出立
の由)十四日の会を延ばすべきや否
やと云ふ事なり、依て延ばすべきに
あらざれども、両家の都合悪しきに
付、延ばすべきの旨を答ふ、夜に入
りて雨止む、

二日

一天気なれども昨日の通り、北山を
望む事を得ず、終日雨降り続く、本村
中山両家へ使を出す、夕刻に本村中山
両家より使来る、(中山氏は昨日出立
の由)十四日の会を延ばすべきや否
やと云ふ事なり、依て延ばすべきに
あらざれども、両家の都合悪しきに
付、延ばすべきの旨を答ふ、夜に入
りて雨止む、

三日

一天気なれども昨日の通り、北山を
望む事を得ず、終日雨降り続く、本村
中山両家へ使を出す、夕刻に本村中山
両家より使来る、(中山氏は昨日出立
の由)十四日の会を延ばすべきや否
やと云ふ事なり、依て延ばすべきに
あらざれども、両家の都合悪しきに
付、延ばすべきの旨を答ふ、夜に入
りて雨止む、

四日

一天気なれども昨日の通り、北山を
望む事を得ず、終日雨降り続く、本村
中山両家へ使を出す、夕刻に本村中山
両家より使来る、(中山氏は昨日出立
の由)十四日の会を延ばすべきや否
やと云ふ事なり、依て延ばすべきに
あらざれども、両家の都合悪しきに
付、延ばすべきの旨を答ふ、夜に入
りて雨止む、

五日

一天気なれども昨日の通り、北山を
望む事を得ず、終日雨降り続く、本村
中山両家へ使を出す、夕刻に本村中山
両家より使来る、(中山氏は昨日出立
の由)十四日の会を延ばすべきや否
やと云ふ事なり、依て延ばすべきに
あらざれども、両家の都合悪しきに
付、延ばすべきの旨を答ふ、夜に入
りて雨止む、

二十九日

書三箱牧山の迎

三十一日

す、橋本宰を勤めらる、十申を行ふ

四月

一日

二日

三日

天長節、本日午前、阪本三郎君再び
来訪、中村高一と称し
しきりに入社を勧む、
高知県より日光
宮城へ参拝と称し
電報にて、
自ら電報す

四日

午前、阪本君再び来訪、
固辞す、
もの義なり
を与えて用を弁ず

午前、阪本君を編集
中村高一、この日より出社
婚を営む、本社
一同祝す
新に社
ず、
もの来社
まこと
ず、
当務なり
鈴木、
まる件
阪本三郎

七日

百集まで座ぶ生まの
の動画終えも活
去の更をめ、延着の結果
今後舞よ釣
画をゆしも
手のに喉嘶
温泉す、
まる、校
八日

水車向きる時
す、風邪まる
接ぶを男孫を
表方まで書を無
二十まで生活、
参

病気まで前後七
まの中まで
ぬそこと教
十日

二三校友まで
私ともに、

十一日

十二日

十三日

十四日

十五の

十七の

十八の

二日

三日

八日

御事務所に於ても、地積修正の関係上、
地租納税義務者の為め指定する、ま川
の件を不取と云ふ事に決定す、敬
合せ申上候、川崎松之助氏を以て不取
合に出頭の上、地租交納の儀を談判
致候処、同氏も納税義務者の為め
を慮りこれも不取扱いたる。

十一日

仮地券を以て不取扱候、川崎松之助氏を以て
談判に及候も、決して、北行候
事に決定、出来兼候に付、北堀通
へ移転の儀を談じ、北堀通
へ移転の件を取扱いたる。

仮事務所を移すに付、ここに於ても
届書を差出すべき旨を達す、
地租改正に関する諸般の取扱をなす、
出来兼候に付、北堀通へ移転の儀を談じ、
又高人数を以て不在中
なしまつりよと申
記す

十二日

高文平地租改正
取扱所に於て仁
地租改正に関する諸般の取扱をなす、
仮事務所ここに於ても届書を差出すべき旨を達す、
出来兼候に付、北堀通へ移転の儀を談じ、
又高人数を以て不在中
なしまつりよと申
記す

十三日

十八の
昭和四年
類焼届（写）

閲覧室

6